

「大分市学校給食用物資納入事業者登録制度」

申請要領

※この要領は、大分市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱に基づき定めるものです。

令和5年10月改訂

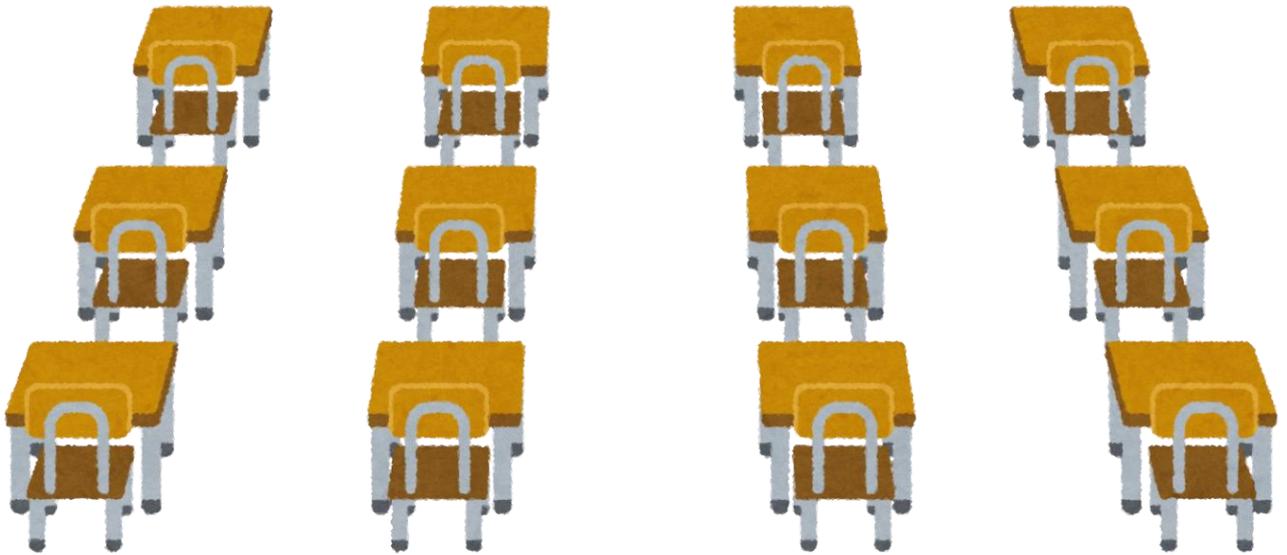
大分市教育委員会体育保健課

※本登録は、大分市立小学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）が給食物資を調達するに際して必要な納入事業者を登録する制度であり、学校等へ給食用物資を納入する資格を得るためのものです。学校等への納入に当たっては、大分市（教育委員会）との契約の締結と学校等での納入事業者の選定、発注等が必要です。

目次

| | |
|----------------------|----|
| I 概要 | |
| I-1. 大分市学校給食の概要 | 2 |
| (1) 学校給食の目的 | 2 |
| (2) 大分市の調理方式の概要 | 2 |
| (3) 学校給食費の公会計化について | 2 |
| I-2. 登録制度の概要 | 3 |
| (1) 登録制度の目的と注意事項 | 3 |
| (2) 登録の区分 | 3 |
| (3) 登録申請から登録後の流れについて | 3 |
| 【学校別物資登録】 | 3 |
| 【共通物資登録】 | 4 |
| (4) 登録の基準 | 5 |
| (5) 給食用物資の納入・規格基準 | 6 |
| (6) 登録有効期間 | 6 |
| II 概要 | |
| II-1. 申請・更新について | 8 |
| (1) 申請・更新書類 | 8 |
| (2) 添付書類の補足事項 | 8 |
| (3) 申請方法 | 8 |
| II-2. 申請書の記入要領 | 9 |
| (1) 登録区分・取扱物資区分について | 9 |
| (2) 配送エリアについて | 10 |
| II-3. 登録後の手続き | 11 |
| (1) 登録内容の変更 | 11 |
| (2) 登録の継続 | 11 |
| (3) 登録の廃止 | 11 |
| (4) 登録の取消 | 11 |

I 概要



I-1. 大分市学校給食の概要

(1) 学校給食の目的

- 学校給食は、栄養のバランスがとれた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。また、学校において食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動等において生きた教材として活用されています。

○学校給食の目標（「学校給食法」第2条）

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 大分市の調理方式の概要

- 大分市の学校給食は、単独調理場方式、共同調理場方式の2通りの方式により調理・提供しています。
- ① 単独調理場方式
各学校に設置した給食室で、その学校の児童生徒を対象に調理を行う方式です。大分市立の小学校（一部の学校は除く）では、単独調理場方式を採用しています。
- ② 共同調理場方式
共同調理場にて複数の学校を対象に調理し、各学校に搬送する方式です。大分市立の中学校、義務教育学校及び一部の小学校では、共同調理場方式を採用しています。

(3) 学校給食費の公会計化について

- 大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食費は令和4年4月から大分市の会計に組み入れて管理する「公会計」方式に移行します。（学校給食費の公会計化）
- 学校給食費の公会計化後も安心・安全で大分市の特色ある給食事業を継続するには、限られた予算の中で安価で良質な学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）を法令や契約事務規則に則って調達する必要があります。
⇒「大分市学校給食用物資納入事業者登録制度」の創設

I-2. 登録制度の概要

(1) 登録制度の目的と注意事項

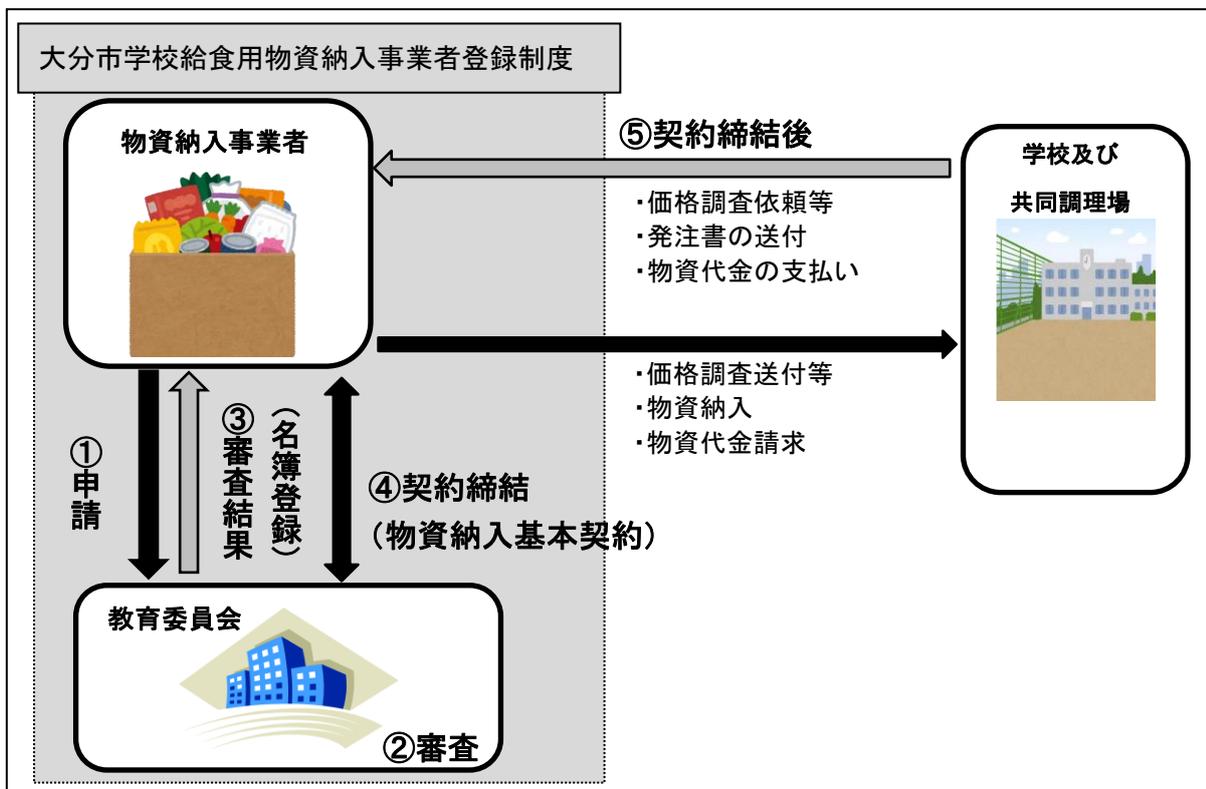
- 「大分市学校給食用物資納入事業者登録制度」は、学校給食費の公会計化に伴って創設した制度で、給食用物資を取り扱う事業者が、大分市立小学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）へ給食用物資を納入する資格を得るためのものです。
- 学校等への納入に当たっては、法令・規則等に則った本市（教育委員会）との契約の締結及び学校等での納入事業者の選定や発注行為が必要となります。

(2) 登録の区分

- 登録には、学校等ごとに使用する給食用物資を納入するための登録（「**学校別物資登録**」）、市内全域において共通して使用する給食用物資を納入するための登録（「**共通物資登録**」）の2種類の区分があります。
- 区分ごとの取扱物資については、P9の「2. 申請書の記入要領」をご覧ください。

(3) 登録申請から登録後の流れについて

【学校別物資登録】



① 申請

登録の申請をする方（以下「申請者」という。）は、登録の基準等をご確認の上、「大分市学校給食用物資納入事業者登録申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）及び必要に応じて添付書類を提出してください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者あてに連絡します。提出書類の修

正や追加提出を求める場合があります。

② 審査

登録の基準を満たしているか、申請書の記載内容及び添付書類を教育委員会が確認し、給食用物資納入事業者に適しているかを審査します。

③ 審査結果（名簿登録）

審査の結果、登録が決定した場合は、教育委員会において「大分市学校給食用物資納入事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録し、大分市ホームページへ公表します。

④ 契約締結

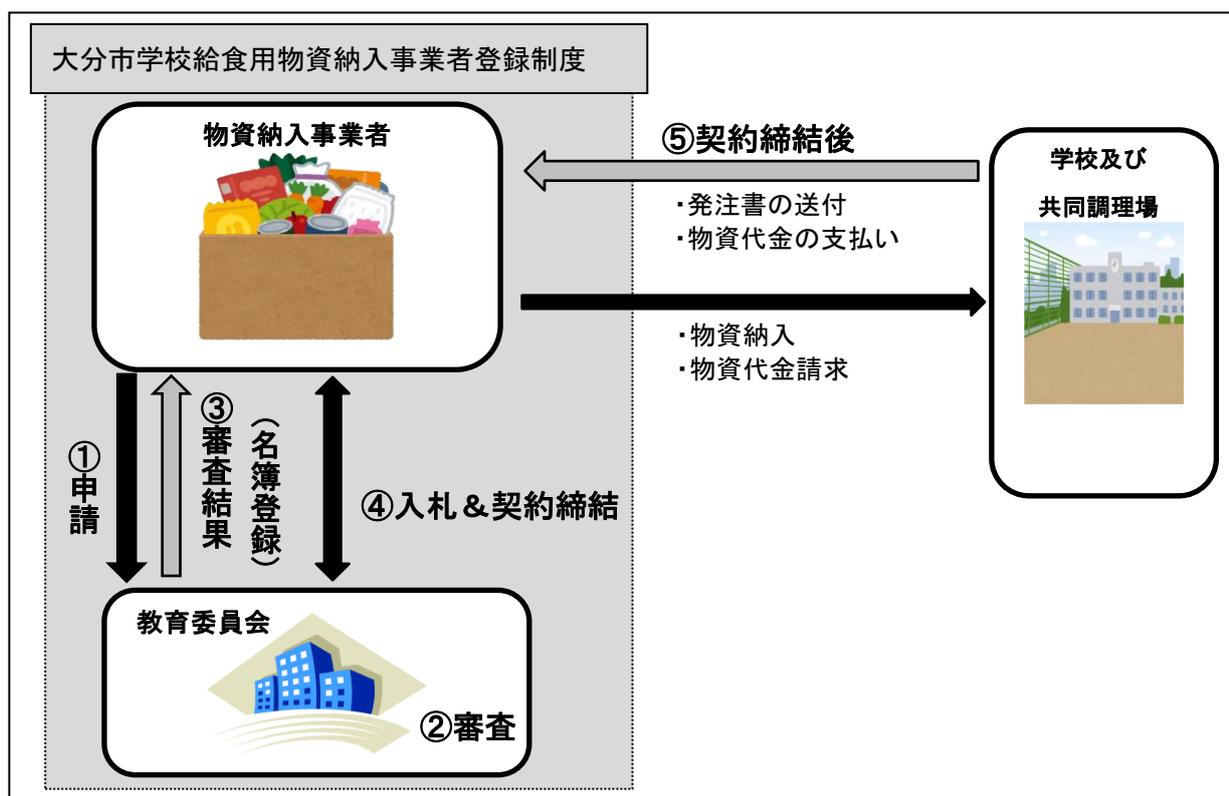
登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は大分市（教育委員会）と「学校給食用物資納入契約書」（納入基本契約）を締結します。

※なお、給食用物資は、月の献立内容に必要な品目等を鑑み、発注を行うため、**この契約の締結をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。**

⑤ 契約締結後

登録事業者の中から、学校等が取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等を勘案し、発注先を選定し、発注を行います。必要に応じて価格調査表、契約書（請書）、納品書等の提出依頼がありますのでご理解ご協力のほどお願いします。

【共通物資登録】



① 申請

申請者は、登録の基準等をご確認の上、申請書及び必要に応じて添付書類をご提出ください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者あてに連絡します。提出書類の修正や追加提出を求める場合があります。

② 審査

登録の基準を満たしているか、申請書の記載内容及び添付書類を教育委員会が確認し、給

食用物資納入事業者に適しているかを審査します。大分市物品等供給契約に係る競争入札参加資格を有すること及び市内全域へ同一価格での納入が可能であることが要件となります。

※令和6年度に使用する「共通物資」については令和6年2月1日時点で大分市物品等供給契約に係る競争入札参加資格を有していることが必要です。

③ 審査結果（名簿登録）

審査の結果、登録が決定した場合は、教育委員会において名簿に登録し、大分市ホームページへ公表します。なお、名簿登録をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。

④ 入札の実施及び契約締結

共通物資ごとに競争入札を実施します。落札者は、大分市（教育委員会）と「学校給食物資納入契約書」を締結します。

⑤ 契約締結後

学校等が落札し、契約した事業者が発注を行います。

（4）登録の基準

➤ 登録のためには、以下の基準を満たしている必要があります。

- ① 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- ② 市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、市内事業者により納入できない物資を納入する場合はこの限りではない。
- ③ 共通物資登録区分にあつては、大分市物品等供給契約に係る競争入札参加資格を有すること。
- ④ 市税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- ⑦ 食品に関する法律その他の関連法令等を遵守していること。
- ⑧ 市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- ⑨ 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

(5) 給食用物資の納入・規格基準

- 給食用物資の納入に際しては、下記の納入・規格基準を遵守してください。
- ① 出庫時に品質（規格、鮮度、数量、賞味期限、包装等の破損、異物、アレルギー表示等）を確認し、配送に用いる容器等は、清潔かつ衛生的なものを使用すること。
- ② 配送は迅速に行い、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）で定める「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に従い、品質の低下がないよう適切な品温で管理すること。
- ③ 指定された納入時間を守る。また、納品時に学校等へ車両で納品する場合は、学校等の指示に従い、児童生徒等の安全確保に留意すること。
- ④ 納品時には検収を受け、不備が確認されたときは、速やかに交換・返品に対応すること。
- ⑤ 立ち入り検査等が必要な場合は、速やかに応じる。
- ⑥ 生鮮食品は原則、使用当日の指定された時間に搬入すること。ただし、配送エリアの関係で指定日の納品が困難な場合については、事前に学校等に相談すること。
- ⑦ 食材は一部を除き国内産原料・国内生産を原則とする。ただし、別途指示がある場合、この限りではない。農作物（野菜類・果実類）については地産地消を推進するため、価格だけでなく、大分市産・県内産などの産地を優先する場合がある。
- ⑧ 加工食品は、製造者、期限表示、内容表等が明確で、原材料やアレルギー表示が確認できること。また、栄養価及び原材料などの成分表、商品に関する詳細事項についての情報を求められたときは、速やかに対応すること。
- ⑨ 食品衛生に万全の注意を払い、食品別に定められた安全基準及び衛生基準を満たしたものを納品すること。また、食品添加物は適正使用に努め、「遺伝子組換え」「遺伝子組換え不分別」のものは使用しない。

(6) 登録有効期間

- 下記の表の申請受付期間ごとに登録有効期間が異なります。登録の有効期間は最長26ヶ月間です。

| 申請受付期間 | 登録開始日 | 登録終了日 | 有効期間 |
|-------------|-----------|-----------|------|
| 令和5年12月末日まで | 令和6年 2月1日 | 令和8年3月31日 | 26ヶ月 |
| 令和6年 4月末日まで | 令和6年 6月1日 | 令和8年3月31日 | 22ヶ月 |
| 令和6年 9月末日まで | 令和6年11月1日 | 令和8年3月31日 | 17ヶ月 |
| 令和6年12月末日まで | 令和7年 2月1日 | 令和8年3月31日 | 14ヶ月 |
| 令和7年 4月末日まで | 令和7年 6月1日 | 令和8年3月31日 | 10ヶ月 |
| 令和7年 9月末日まで | 令和7年11月1日 | 令和8年3月31日 | 5ヶ月 |

- 申請受付期間の末日が土日・祝日又は閉庁日である場合は、翌開庁日を申請受付期限日とします。
- 令和8年4月以降の登録については、令和7年秋以降に周知する予定です。
- 入札を実施する「共通物資登録」については、大分市物品等供給契約に係る競争入札参加資格を有することが条件となるため、本登録とは別に契約監理課（大分市役所本庁舎5階）の申請が必要となります。



Ⅱ 申請・更新手続

Ⅱ-1. 申請・更新について

(1) 申請・更新書類

| 書類名 | | 備考 |
|------|------------------------|---|
| ●申請書 | | 「大分市学校給食用物資納入事業者登録申請書」(様式第1号) ※学校等に給食用物資を納入する営業所ごとに申請書を提出してください。 |
| 添付書類 | ① 営業許可書の写し | 納入予定給食用物資に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。 |
| | ② ●誓約書 | 様式第2号 ※押印し、ふりがな、生年月日を必ずご記入ください。 |
| | ③ 市税等滞納調査同意書または市税完納証明書 | どちらか1部 ※市税完納証明の場合は発行日が3ヶ月以内のもの |
| | ④ ●委任状 | 契約等における権限を委任する場合は、「委任状」を提出してください。 ※「委任状」は、代表者本人が代表者本人の氏名・印で契約等を行う場合は、提出不要です。 |

➤ 提出書類のうち●印のあるものは、所定様式をご利用ください。

(2) 添付書類の補足事項

➤ 食品衛生法に基づく許可を要する業種について
給食用物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の営業となります。

| | | |
|--------|----------|-------------|
| ・食肉販売業 | ・魚介類販売業 | ・豆腐製造業 |
| ・麺類製造業 | ・水産製品製造業 | ・食肉製品製造業 など |

(3) 申請方法

➤ 令和6年2月1日からの登録を希望する場合は、申請書に必要な添付書類を揃え、下記の受付期間に窓口持参または郵送にて提出してください。なお、当初の申請期限の締め切り後も随時、登録申請は受け付けます。登録有効期間についてはP6をご覧ください。

| 申請方法 | 当初の申請期限 | 申請場所 |
|------|--|---|
| 窓口持参 | 令和5年12月28日(木)まで (土日・祝日を除く) 午前8:30分~午後5時15分 | 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市教育委員会体育保健課 |
| 郵送 | 令和5年12月31日(日)まで(消印有効) | 給食運営指導担当班 あて |

※審査結果については、大分市ホームページで公表をもって通知に代えるものとします。

Ⅱ-2. 申請書の記入要領

(1) 登録区分・取扱物資区分について

- 登録区分は「**学校別物資**」（各学校等で献立内容に合わせて使用する物資）と「**共通物資**」（一部の調味料や食用油等、全ての学校等で共通して使用する物資）の2種類があります。
- 以下の取扱物資区分（A～P）を選択してください。（複数の選択も可能です。）

| 登録区分 | 取扱物資区分 | 代表的な物資 |
|-------|-------------|---|
| 学校別物資 | A 食肉類 | 牛肉、豚肉、鶏肉等（加工品除く） |
| | B 魚介類 | 鮮魚、ちりめん等乾物、えび、いか等（調理加工していない冷凍魚含む） |
| | C 野菜・果物類 | 野菜、芋、きのこ類、果物、カット野菜等（冷凍、缶詰等除く） |
| | D 卵類 | 鶏卵、液卵 |
| | E 豆腐類 | 豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐等（冷凍含む） |
| | F こんにゃく類 | こんにゃく等 |
| | G 食肉加工品類 | ハム、ソーセージ、ベーコン、ウインナー等 |
| | H 魚練り製品類 | かまぼこ、ちくわ、さつま揚げ等（冷凍含む） |
| | I 調理用乳・乳製品類 | 牛乳、ヨーグルト、バター、チーズ等（飲用牛乳除く） |
| | J デザート類 | ゼリー、ヨーグルト、乳酸菌飲料、ケーキ等（冷凍含む） |
| | K 穀類 | 精米、麺類 |
| | L 一般物資類 | 上記以外のもの（調味料除く）、加工調理品、冷凍野菜、冷凍食品、缶詰、レトルト、でんぷん類、加工品、種実類、各種油等 |
| | M 調味料類 | しょうゆ、みそ、酢 |
| | N 調理用酒類 | 清酒、本みりん、ワイン等（調理酒、みりん風調味料等含む） |
| | O その他調味料類 | 上記以外の調味料 |

| | | |
|------|---------|--|
| 共通物資 | P 一般物資類 | 共通物資（予定） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・塩（調理用、ボイル用） ・しょうゆ（薄口、濃口） ・上白糖、三温糖 ・穀物酢 ・こしょう（白） ・トマトケチャップ（3kg、1kg） ・カレー粉 ・ウスターソース ・サラダ油（一斗缶、ボトル） ・ごま油 <p>※市内全エリアで共通して使用するもの</p> |

飲用牛乳については、大分県知事より毎年度指定された事業者から、また、米飯・パンについては、公益財団法人大分県学校給食会から供給を受けるため、本登録制度の取扱物資から除きます。

※取扱物資区分の規格基準等は、「P6（5）給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

（2）配送エリアについて

- 「**学校別物資**」の登録申請を行う場合は、配送可能エリアを以下の配送エリアから選択してください。なお、複数エリアを選択することや、エリア内の特定の配送先を選択することも可能です。

| 配送エリア | | 各エリアの配送先（学校等） |
|-------|-----------|--|
| ① | 市内全エリア | ②～⑩の全ての学校等 |
| ② | 大分西部エリア | 金池小、長浜小、春日町小、大道小、西の台小、南大分小、城南小、荏隈小、豊府小、八幡小、神崎小 |
| ③ | 大分東部エリア | 滝尾小、下郡小、森岡小、東大分小、日岡小、桃園小、津留小、舞鶴小 |
| ④ | 明野エリア | 明野西小、明野東小、明野北小 |
| ⑤ | 鶴崎エリア | 三佐小、鶴崎小、別保小、明治小、明治北小、高田小、川添小、松岡小 |
| ⑥ | 大南エリア | 戸次小、上戸次小、吉野小、竹中小、判田小 |
| ⑦ | 植田エリア | 東植田小、植田小、賀来小、敷戸小、鴛野小、宗方小、横瀬小、横瀬西小、寒田小、田尻小、 |
| ⑧ | 大在・坂ノ市エリア | 大在小、大在西小、大在东小、丹生小、小佐井小、坂ノ市小 |
| ⑨ | 東部共同調理場 | 大分市学校給食東部共同調理場 |
| ⑩ | 西部共同調理場 | 大分市学校給食西部共同調理場 |

- 「**共通物資**」の登録申請を行う場合は、同一価格で市内全エリアへの納入が可能であることが要件となります。（共通物資は配送エリアの選択ができません。）

Ⅱ－３．登録後の手続き

(1) 登録内容の変更

- 登録後、登録内容の変更が生じた場合は、「大分市学校給食用物資納入事業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第3号）」を提出してください。また、取扱物資区分の変更や、追加がある場合は、営業許可書の写しが必要となる場合があります。

(2) 登録の継続

- 登録有効期間満了後も引き続き給食用物資の納入を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請をしていただきます。

(3) 登録の廃止

- 登録有効期間中に登録を廃止する場合は、「大分市学校給食用物資納入事業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第3号）」を提出してください。

(4) 登録の取消

- 学校等との契約締結又は履行について不正の行為があった場合や納入期間内に明らかに契約履行の見込みがないと認められた場合、不合格品の納入により、学校給食の運営を著しく妨げた場合、その他契約の目的を達することができない場合等、大分市学校給食用物資納入事業者として適格性を有しないと判断された場合は、物資納入事業者としての登録を取り消す場合があります。

＜問い合わせ先・申請書提出先＞

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 第2庁舎4階

大分市教育委員会事務局

体育保健課 給食運営指導担当班

【電話】097-585-5146